

2アール未満の農業用施設建築(設置)届出書 必要添付書類一覧表

久御山町農業委員会

	提出書類		摘要	提出部数
1	2アール未満の農業用施設建築(設置)届出書		認印でも可	1部
2	土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る)		登記情報提供サービスで取得したものでも可	1部
	登記されている所有者の住所が、所有者の現住所と異なる場合	戸籍附票や住民票など	住所の繋がりが確認できるもの	1部
3	相続未登記の場合	遺産分割協議書の写し	原本と相違ないことを確認するため、原本もご持参ください	1部
		印鑑登録証明書の写し	届出者以外の全ての相続人	各1部
		遺言書の写し	自筆証書遺言の場合は検認証明書も必要	1部
4	公図		登記情報提供サービスで取得したものでも可	1部
5	土地利用計画図		排水計画を記入すること	1部
6	建築物等を新築・改築・増築する場合	建築物等平面図	延べ床面積又は築造面積がわかるよう記入すること	1部
7	他法令の許可等が必要な場合	他法令許可等の手続き状況を確認する書類	水路占用許可書の写し等	1部
8	隣接する農地がある場合及び届出者と所有者と異なる場合	農業用施設建築(設置)同意書	認印でも可 隣接農地に借人がいる場合は、その借人の同意もとること	1部
9	代理申請/受理の場合	委任状		1部

- ※ 提出する証明書は発行から3ヶ月以内の物を用意してください。
- ※ 原本還付をご希望の場合は、窓口で原本確認しますので原本を持参してください。
- ※ 必要に応じて、記載した以外の添付書類を求める場合があります。
- ※ 水路に排水する場合や水路に橋を架ける場合は、水路管理者に確認をお願いします。

【農業用水路管理者】

巨椋池土地改良区：TEL0774-22-1101 城西土地改良区・佐山土地改良区：TEL075-631-1202